

## 『卸団地プレミアム付商品券』取扱要領

協同組合 沼津卸商社センター

## 1. 目的

コロナ禍や物価高騰において様々な影響を受けた組合員の支援と、卸団地に勤務する従業員への福利厚生を兼ねて、『卸団地プレミアム付商品券』（以下、「商品券」という）を発行し卸団地の活性化を目的とする。

## 2. 商品券の概要

発行団体	協同組合 沼津卸商社センター
商品券の名称	卸団地プレミアム付商品券
発行部数	1,500 冊
発行総額	10,500,000 円
商品券の価格	販売額：5,000 円（プレミアム率 40%） 発行額：7,000 円（500 円券を 14 枚綴り）
販売場所	卸団地組合事務局
利用期間	令和 5 年 11 月 1 日（水）～令和 6 年 1 月 31 日（水）
対象事業者	卸団地内の店舗（事業所）
参加条件	卸団地内に店舗・事業所があること 本要領を遵守すること
参加費用	無料
申込方法	別紙申込書に記入の上、組合事務局へ提出（FAX 不可）
申込期限	令和 5 年 9 月 15 日（金）17 時まで
換金方法	換金請求書に記入の上、使用済商品券と合わせて組合事務局に提出 後日、指定口座にお振込
換金期間	令和 5 年 11 月 1 日（水）～令和 6 年 2 月 29 日（木）
告知方法	参加店舗（事業所）名を記載した案内を組合員に向け配布 組合ホームページに参加店舗（事業所）一覧を掲載 商品券内に参加店舗（事業所）一覧を記載
取扱店舗説明会	事業開始前に開催を予定 ※改めてご案内いたします

### 3. 商品券の取扱いについて

参加店舗（事業所）（以下、「取扱店」という）は、商品券を持参した消費者に対し、利用期間内に限り額面記載に相当する物品の販売及びサービスを行う。

- (1) 利用期限（令和6年1月31日）を過ぎた商品券は利用出来ない。
- (2) 商品券での販売において、釣銭は出さない。
- (3) 商品券の返金、換金、譲渡、転売することは出来ない。
- (4) 一度に利用できる商品券の上限は7,000円とする。（一人当たりの最大販売額）
- (5) 購入した商品券は、営利目的で使用する事は出来ない。
- (6) 商品券の盗難、紛失、その他事故に対する補償は出来ない。
- (7) 本商品券は、次に掲げるものには利用出来ない。
  - ①不動産や金融商品等の購入
  - ②たばこの購入
  - ③金券、切手、官製はがき、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入や電子マネーのチャージ
  - ④地代、家賃、投資、出資、債務返済、保険料、定期券購入、宝くじの購入等、一般的な「消費」とは認められないもの
  - ⑤医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品（処方箋が必要な医薬品を含む）
  - ⑥宅配業者による代金引換、現金書留による商品券の收受、収納代行等、特定事業者以外の事業者への支払が実質的に可能となるもの
  - ⑦事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、事業者間取引
  - ⑧組合にて販売する優待チケット、組合主催事業への参加費、駐車場利用料等その他組合事業にかかわるもの
  - ⑨事業の趣旨を鑑み、組合が不適切と認めるもの

### 4. 商品券の換金について

- (1) 換金窓口：協同組合 沼津卸商社センター（組合事務局）
- (2) 換金期間：令和5年11月1日（水）～令和6年2月29日（木）  
受付時間 平日9：00～16：30  
※換金期間を過ぎた場合、商品券の換金は出来ません。
- (3) 換金方法：別紙「換金請求書」に記入し、「使用済商品券」と合わせて組合事務局へ提出  
※使用済商品券は台紙から切離し、裏面に事業者名、または取扱店名を必ず記入（ゴム印可）してください。記入がない場合、換金は出来ません。
- (4) 換金代金：商品券取扱店登録申込書に記載された指定口座へ振込
- (5) 振込日：毎月15日（月末締/翌月15日払）  
※少額（20枚/10,000円まで）に限り、窓口での現金精算を受付けます。
- (6) 手数料：振込手数料は組合事務局負担とし、取扱店の負担はないものとする

## 5. 遵守事項

取扱店は以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業期間中に取扱店を脱退しないこと。
- (2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判断できる商品券、或いは不正に利用されたことが明らかな商品券の受け取りを拒否すること。なお、この場合において、その事実を事務局に速やかに報告すること。
- (3) 商品券の軽微な破損はそのまま取り扱いとするが、商品券の取扱番号・商品券の2/3以上に欠損があった場合、受け取りを拒否すること。
- (4) 自ら購入した商品券を自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為をしないこと。
- (5) 受け取った商品券は、再流通防止のため、商品券の裏面に取扱店名を記入（ゴム印可）すること。
- (6) 商品券による売上管理、取扱管理は各自行うこと。
- (7) 本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

## 6. その他留意事項

- (1) 取扱店が本要領に違反、または不正行為等が発覚した場合、換金後であっても返金を求める場合がございます。
- (2) 申込時に提出された個人情報については、本事業以外での使用・又は第三者に対して提供は行いません。但し、告知に際し、店舗名（事業所名）・連絡先電話番号・取扱商品については、各告知物に掲載させていただきます。
- (3) 本要領に記載されていない事項、定めのない事項に関しては、組合事務局にて確認の上、当組合の理事会にて決定いたします。

### 【お問い合わせ】

協同組合 沼津卸商社センター（組合事務局）

〒411-0912 駿東郡清水町卸団地 203 番地

TEL：055-971-6500 FAX：055-973-5754

Mail：info-oc@numazu-oc.or.jp

URL：https://n-oc.jp/memberpage/

※組合員専用ページ内に当事業情報を掲載しております。

ユーザー名：kumiai パスワード：orodan

